

# 貴社で使用している化学物質には何がありますか？

業種に関わらず全ての事業所の皆様に関係する可能性が高い質問です

化学物質の中には、人の健康に害を与えるもの、そのおそれのあるものが数多くあります。労働安全衛生法では、現在663種類の化学物質（「対象物質」と言います）について、その危険有害性等の情報を記載した文書（SDS）を交付する義務が課せられており、各事業所では、業種や労働者数の規模に関係なくリスクアセスメントの実施義務が課せられています。

さらには、SDS交付とリスクアセスメントの努力義務が課せられている化学物質は5万種類以上あります。

対象物質には例えば、消毒・除菌等に使用されるメタノール、エタノール、クレゾール、さらし粉など、また、ガソリン、灯油など、身近で、業種にかかわらず、いろいろな事業場で使用されるものも含まれています。



また、現在直接、これらの化学物質を取り扱っていない事業所でも、化学物質リスクアセスメント等の知識を習得し、基本的な対応方法を把握することは必要になっていると思います。

努力義務を含めれば、製造業のみならず、おそらく全ての事業場に関係する「化学物質リスクアセスメント」について、その基礎的事項、対象物質があるのか無いのかの調べ方、対象物質があった場合、まず、何をすべきなのか、そのやり方はどうするのか、などの基本的事項について理解をしていただける内容の研修を組み込みました。

## 労働衛生管理に関する研修会 開催のご案内

（鳥取県労働基準協会 東部支部）

このたび、本年度の全国労働衛生週間の準備期間中に、職場の労働衛生管理を担当される衛生管理者、衛生推進者、安全衛生推進者、安全衛生担当者等の皆様に今後の労働衛生管理に関する情報を提供させていただく目的で、上記の内容を含んだ研修会を下記のとおり開催いたします。

業務ご多端の折ではありますが、是非とも貴事業場の該当者の方々等に受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1 日 時 平成30年9月5日（水）13：30～16：30

2 場 所 鳥取市若葉台南1丁目17番地 鳥取県労働基準協会会館 2階

### 3 日 程

- (1) 労働衛生の当面の課題等について (10分：鳥取労働基準監督署長)
- (2) 産業医の定期巡視頻度、健康診断結果に関する医師等への情報提供、長時間労働者に関する情報の医師等への提供などに関する労働安全衛生規則の改正について  
(40分：鳥取労働基準監督署担当官)
- (3) 「化学物質リスクアセスメントの基礎的事項について」  
(90分：労働安全・労働衛生コンサルタント 高野雅弘 氏)
- (4) 受動喫煙防止対策について (30分：日本労働安全衛生コンサルタント会)

4 受講料	鳥取県労働基準協会員事業場	1人	4,000円
	非会員事業場	1人	6,000円

\* 上記の金額にはテキスト「労働衛生のしおり(650円+税)」、「やさしい化学物質のリスクアセスメント(800円+税)」代金等を含みます。

5 申込期限 平成30年8月28日(火)

6 申込方法 下記の受講申込書に受講料を添えて、当協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17)へ申し込み下さい。郵送又はFAX(0857-52-5061)による申し込みでも受け付けますが、その場合、受講料は開催日の7日前までに現金書留か下記の銀行に振込みをお願いします

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No.0051204  
名義人 一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

### 7 その他

- ① 「特別教育・能力向上教育等受講証」(受講者記録)に記録させていただきますので、当該受講証を受講者に持参させ、受付の際にお渡し下さい。お持ちでない方は、受付にてお知らせ下さい。
- ② 受講申込み後の取消し(欠席含む)は、開催日の7日前までに連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんので予めご了承下さい。
- ③ 受講者は、当協会から特別の連絡がない限り、当日、直接会場にお越し下さい。
- ④ 研修を受講される方は、右図のP1、P2 駐車場をご利用ください。



# 労働衛生管理に関する研修会 参加申込書

FAX 0857-52-5061

平成30年9月5日 開催

受講者氏名	役職名	基準協会員・非協会員の別
		いずれか該当に〇印をつけてください。 ・ 基準協会員事業場 ・ 非会員事業場

受講者数 (                      名)                      受講料 (                                      円)

上記のとおり申し込みます。

平成30年    月            日

所在地  
事業場  
名 称

(TEL                                      )                      印

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿  
(TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061)

申込書送信 FAX 番号 0857-52-5061